

議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 これまでの見解等を踏まえた分析

I. 本資料の目的

1. 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、他の資料の整理を踏まえた分析をご報告し、それを踏まえてご意見をいただくことを目的としている。本資料の分析は、第 56 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）（2026 年 3 月 13 日開催）で行った分析と同じ枠組みに基づき、追加の情報を踏まえて改めて実施している。

II. これまでの見解等を踏まえた会計基準の改善が見込まれるかどうかの分析

2. これまでに次の整理を行っており、その整理を踏まえて以降の分析を行う。
 - (1) 基準諮問会議における検討の経緯（資料(1)-2-1）
 - (2) 情報要請文書に挙げられた理由や影響以外の観点からのコメントの整理（資料(1)-2-2）
 - (3) 第 9 回公聴会の意見聴取の見解の整理（資料(1)-2-3）
 - (4) 意見聴取等の見解の整理（資料(1)-2-4）
3. 以下の分析については、本資料第 1 項のとおり、第 56 回基準諮問会議で行った分析の枠組みに基づいて、追加の情報を踏まえた更新を行っている。次項から本資料第 32 項のうち前回から大きく更新している部分についてはハイライトを行っている。

会計基準の改善が見込まれるかどうかの分析：のれんの非償却の導入に関する検討 （意見聴取での見解の整理）

4. 資料(1)-2-4 では、意見聴取での見解を次のように整理した。

いわゆる概念フレームワークの質的特性の観点でのまとめ

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

5. 総じて、のれんの非償却よりもののれんの償却の方が表現の忠実性やコスト・ベネフィットの観点で有用な財務情報の提供に資すると考えられる。ただし、償却については、償却期間の見積りや償却パターンの決め方に一定の課題が指摘されている。
6. また、日本基準内での非償却と償却の選択制については、比較可能性の観点から懸念が多く聞かれており、採用は難しいと考えられる。

国際的な整合性の観点

7. 国際的な整合性の観点からは、のれんの非償却の導入は海外投資家が分析している財務諸表における会計処理と整合し、投資家とのコミュニケーションを円滑にすることに役立つと考えられる。
8. ただし、国際的な整合性の確保を重視するのであれば、のれん及び関連する周辺領域だけ対応しても不十分である可能性があると考えられる。
9. なお、資料(1)-2-4の見解の整理でも示したように、非償却の導入は償却への復帰を困難にする不可逆な改正であるとの意見が聞かれている。この点、国際的な会計基準の開発において償却の再導入が検討された際も、積み上がったのれん残高への対処の難しさが1つの課題とされた経緯があり、事務局として将来の影響の観点で本見解に留意している。

(対応案の分析)

10. 本資料第4項から前項の意見聴取での見解の整理を踏まえて、まず日本基準におけるのれんの非償却と償却の選択制については本資料第6項のとおり、これ以上議論を行わないことが考えられる。
11. 次に、現時点では、いわゆる概念フレームワークにおける質的特性の観点で、のれんの非償却を導入する方が有用であるとの十分な根拠は示されていないと考えられる。したがって、仮にのれんの非償却の導入を検討する場合、その積極的な理由は国際的な整合性の観点のみになると考えられる。以下では、その場合の対応について検討する。

国際的な整合性の観点から仮に非償却を導入する場合の対応

12. 日本基準を改正して非償却を導入する場合、国際的な会計基準との残された主要な差異の1つであるのれん及び関連する周辺領域について整合性を図ることになり、差異の縮小が前進することになる。また、この改正を支持する関係者からは、改正に伴うコスト負担を受け入れる姿勢が示されている。その一方、IFRS会計基準との差異はのれん及び関連する周辺領域以外の領域において依然として残るほか、のれんについてIFRS会計基準と同様の会計処理とした場合、IFRS任意適用企業の関係者からは適用にあたって相応のコスト負担が生じるとの意見が聞かれている。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

13. ここで、仮に国際的な整合性を図ることを重視して非償却を導入する場合、次の観点について検討することが必要と考えられる。

(1) 開発する会計基準の範囲

(2) 会計基準の開発に要する期間

(開発する会計基準の範囲)

14. まず前項(1)に関して、非償却を導入する場合には、のれんの会計処理を非償却に変更するだけでなく、関連する領域の会計基準についても、国際的に整合性のあるものとする必要があるとの意見が聞かれている。この場合、具体的には次の会計基準をあわせて開発することが考えられる。

(1) 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合会計基準」という。)の改正

① 償却処理を定めた部分の改正

② 企業結合の取得原価の配分に係る取扱い(特に、無形資産の識別に関する部分)の改正

③ 全部のれん方式の採用

④ 共通支配下の取引により生じるのれんの取扱い

⑤ 開示の拡充

(2) 無形資産に関する会計基準の開発

① 耐用年数を確定できない無形資産の概念の導入

② 包括的な会計基準の開発

(3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の改正

① のれんを含む資産グループについての減損。年次の減損テストの導入。2 ステップアプローチの 1 ステップアプローチへの見直し

② のれん以外の固定資産に関する減損テストの見直し

③ 減損損失の表示区分の見直し

④ 減損の戻入れ

(4) 関連する他の会計基準の検討

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

① 持分法会計

(会計基準の開発に要する期間)

15. 次に本資料第 13 項(2)の会計基準の開発に要する期間については、これまでの重要な会計基準等の開発のプロジェクトと同様に大幅な見直しを伴うものであるため、相応の開発期間がかかると考えられる。
16. 特に、無形資産に関する会計基準（本資料第 14 項(2)）については、現時点では日本基準において包括的な会計基準が存在していないため、開発に相当の時間を要すると考えられる。また、無形資産に関する会計基準について IFRS 会計基準をベースとして開発するとした場合、現行の IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）に対して現在の経済状況の進展に対応していないという批判が寄せられており、現在、国際会計基準審議会（IASB）において見直しが進められている状況にあるため、現行の IAS 第 38 号をベースに会計基準を開発しても、IASB における基準改正によっては将来的に再度見直すことが必要となる可能性が考えられる。
17. 参考として、これまでの主要なプロジェクトの開発期間（ASBJ が基準開発に着手することを決定してからの開発期間）を示しておく（実際にはそれ以前から検討を進めている。）。

<これまでの基準開発の期間の例>

	基準開発の検討着手	公開草案	基準公表	適用開始
(1) 収益認識会計基準 当初分 (検討着手から) 開示を含む全体 (検討着手から)	2015 年 3 月	2017 年 7 月 (2.3 年)	2018 年 3 月 (3.0 年)	2021 年 4 月 (6.0 年)
		2019 年 10 月 (4.5 年)	2020 年 3 月 (5.0 年)	
(2) リース会計基準 (検討着手から)	2019 年 3 月	2023 年 5 月 (5.1 年)	2024 年 9 月 (5.5 年)	2027 年 4 月 (8.0 年)
(3) 金融資産の減損 (検討着手から)	2019 年 10 月	2025 年 10 月 (6.0 年)	N/A	N/A

18. 前項の状況を参考とすると、会計基準の公表までに少なくとも 3 年を要すると考えられる。さらに、基準を公表した後、周知や適用のための準備にも相応の期間を要すると考えられる。

(小括)

19. 日本基準を改正して非償却の導入を進めることについては、日本基準の枠組みを維持し

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

たまた国際的な整合性を高められる点が利点と考えられる。

20. 一方、本資料第 12 項から第 18 項までの分析を踏まえると、その実現にあたっては、無形資産や減損会計を含む広範な基準のセットでの見直しが不可欠となる。この場合、過去の基準開発の事例に照らせば、基準公表までに少なくとも 3 年の期間を要するほか、無形資産については IASB の基準開発の状況に左右される不確実性も抱えている。このように、のれんの非償却という 1 ピースを埋めるために、大掛かりな改正の工数を必要とすると考えられる。
21. また、IFRS 会計基準を任意適用する場合ほどではないにしても、改正された基準を導入するためのコストが発生し、また、周辺領域の会計基準（例：無形資産、固定資産の減損会計）の改正を行った場合には、議論の発端となった企業結合を行う企業だけでなく、企業結合を行わない企業についても広く影響を受けることとなる。
22. このため、早期で円滑な対応は難しい状況にあると考えられる。
23. この点、第 56 回基準諮問会議ではこれらの分析に大きな異論は聞かれていないが、無形資産に関する会計基準について、国際的には本資料第 16 項の状況にあるところ、無形資産の会計基準の開発が重要であるとし、一部の委員からは現在、IASB で進んでいる無形資産の会計基準の検討を待たずに検討を進めるべきとの意見が聞かれている。

仮に償却を維持する場合の対応

24. 本資料第 12 項から前項まで国際的な整合性を重視して日本基準を改正して非償却を導入する方法を確認したが、早期で円滑な対応は難しい状況にあると考えられる。これに対して、いわゆる概念フレームワークにおける質的特性の観点から現行の償却を変更するほどの十分な論拠を見出せていない点を重視すると、償却を維持することが有力な選択肢になると考えられる。
25. ただし、償却については、償却期間や償却パターンの決定について一定の課題が指摘されている。このため、仮に償却を維持するとしても、償却を定めている企業結合会計基準第 32 項の適用に資するように、当該会計基準における償却期間や償却方法の考え方を明らかにしていくことが考えられる。

32. のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

26. このうち、償却期間については、現行の実務において投資回収期間に基づいて償却期間を決定する実務がある。この実務においては有望な案件ほど償却期間が短くなるという意見が聞かれており、この点への対応を図ることが考えられる。また、償却期間は取得

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

企業と監査法人との協議で決まるという側面があり買収価格決定時においては償却年数が確定しないという意見が聞かれており、事前の予見可能性を高める観点及び償却期間の決定に関するコストの観点から、デフォルトの償却期間¹を設定しつつ、当該期間が実態を反映しない場合には当該期間以外の期間を決定できるようにすることを検討する余地もあると考えられる。

27. さらに、償却方法については、企業結合日の初日から定額法で償却するのは必ずしも実態に合わないとの意見が聞かれているため、企業結合日の初日から定額法で償却する方法以外の合理的な方法²について検討する余地があると考えられる。
28. 前項の対応を行う場合、開発する会計基準の範囲と会計基準の開発に要する期間は次のとおりと考えられる。

(開発する会計基準の範囲)

企業結合会計基準

償却処理を定めた部分について、償却期間や償却方法に関するガイダンスの開発や開示の見直しを行う。

(会計基準の開発に要する期間)

現行基準の延長線上での対応であるが、一定のデュー・プロセスを経る必要があることを踏まえて、基準公表までに概ね1年から2年程度の期間を要すると考えられる。

国際的な会計基準における状況

29. 議論の参考として、国際的な会計基準における状況を紹介すると、第54回企業会計基準諮問会議（2025年7月11日開催）で整理したように、IASB及び米国会計基準を開発する米国財務会計基準審議会（FASB）において、2022年頃まで償却の再導入が検討されていたが、いずれにおいても償却の再導入は断念されている。その際、償却・非償却のいずれにも相応の論拠がある中で、現行のモデルを変更する説得力のある論拠はなかったとされている。

¹ IFRS 会計基準の中小企業向け会計基準において、10年を超えない期間を償却期間とする取扱いがある。また、米国会計基準における非公開会社向けの取扱いでも10年をデフォルトとしつつ、事業の性質などから10年より短い期間が適切であると判断できる場合には10年未満とすることが認められている。

² 例えば、FASBで2020年から検討されたプロジェクトにおいてEvolving modelとして検討されていたアイデアも参考に、企業結合の効果を生かすための準備段階と実際に効果を発現させていく2つのステージがあることを想定し、それぞれのステージをより忠実に反映するように会計処理する方法を模索することが考えられる。

IASB：IASB 公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損」（2024 年 3 月公表）

BC232 IASB は、のれんの償却の再導入を IFRS 第 3 号の PIR（適用後レビュー）の文脈において検討した。したがって、問題は、IFRS 第 3 号が公表されて以降に収集された証拠が、のれんを会計処理するためのモデルを変更する説得力のある論拠を提供したかどうかであった。IASB が要求事項を初めて導入しようとしているならば当てはまるような、どちらのモデルの方が良いのかの問題ではなかった。

BC233 結局のところ、収集された広範な証拠を考慮して、IASB は、のれんの償却を再導入することを正当化する説得力のある論拠はなかったと結論を下し、のれんの事後の会計処理について減損のみのモデルを維持することを決定した。IASB メンバーのほぼ全員がこの決定に賛成した。しかし、どちらのモデルが望ましいと考えるのかを質問されたとしたならば、決定に賛成した IASB メンバーの一部はのれんの償却を再導入することを支持していたであろう。

FASB：2022 年 9 月の IASB-FASB 会議における説明

全体的な意見

- 理事のほとんどは、現行の減損のみのモデルは企業結合の経済的便益を企業がいつ、どのように実現するのかという見通しと必ずしも対応しておらず、これに対処しなければ会計基準を改善する必要性が広範に存在し続けるという点に、概ね同意した。
- この問題は会計基準を変更しない限り残り続けるかもしれないが、暫定的に開発された減損を伴う償却アプローチは、現時点で変更の説得力のある論拠をもたらすほど十分に便益とコストのバランスを調整するものではない。
- スタッフの広範な調査と分析にもかかわらず、提案されるアプローチの特定の要素について、現時点で FASB 理事の大半が支持するモデルとなるような修正を識別できなかった。
- 利用者からのフィードバックによると、企業結合会計に関連する技術的なプロジェクトは、（より良い財務報告が重要であると認識されている他の新たな分野と比較して）FASB にとって最優先事項ではないことが広く示唆されている。

会計基準の改善が見込まれるかどうかの分析：のれん償却費計上区分に関する検討

（意見聴取での見解の整理）

30. のれん償却費計上区分の変更については、のれんの償却を維持することが前提となる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

その前提の下で、意見聴取者の回答は概ね、次のような状況であった。

- (1) 本質問に直接回答した聴取者は少数であった。のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とすることについて、一部、経過的な効果を指摘する意見はあったが、積極的に支持する意見はなかった。
- (2) のれん償却前営業利益の表示については、支持する意見と反対はしないが効果は限定的であるという意見が聞かれた。また、損益計算書に表示を強制することへの懸念が聞かれている。
- (3) 経営者が定義した業績指標（MPM）に相当する指標の開示を支持する意見は少なかった。

31. これらを踏まえた事務局の分析は次のとおりである。

- (1) のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上することについては、特段の意見は示されていない。総じて、償却費を営業外費用又は特別損失として計上することには意思決定や会計区分の明確性、日本基準上の解釈に関する懸念が残ることが考えられる。
- (2) 意思決定との関連性では、のれん償却前営業利益の欄を設けることで投資家への情報提供の工夫となり、のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上する必要はなくなると考えられる。基準諮問会議でも一定の支持が聞かれていることから、のれん償却前営業利益に関する情報提供を検討することが考えられる。ただし、本案には表示を強制することへの懸念も聞かれていることから、当該情報提供が会計基準の改善をもたらすかどうかについて ASBJ の検討に委ねることが考えられる。
- (3) MPM については、意見聴取で支持する少数の意見が聞かれたが、現時点では基準諮問会議において特段の支持が聞かれていない。

32. なお、資料(1)-2-4に示したように、前項(2)ののれん償却前営業利益に関連して、決算短信等でのれん償却前営業利益、のれん償却前経常利益、のれん償却前純利益の制度開示を求める提案が聞かれている。また投資判断に直結する利益に関連する指標（EPS、PER、ROE など）についても、のれん償却前の利益をベースとした指標を利用できる環境を整えるべきであるとの意見が聞かれている。この点、事務局では、のれん償却費は営業費用であることから、のれん償却前営業利益について営業利益を計算する過程における小計として検討する余地がある一方、営業利益の下でのれん償却前経常利益及びのれん償却前純利益を小計として取り扱うことは困難であると考えている。このため、EPS など利益に関連する指標について、のれん償却前純利益をベースとすることもできないと考えられる。

III. 事務局の提案のまとめ

(基準諮問会議事務局の提案)

33. 以上から、基準諮問会議事務局の分析のまとめを示す。
34. 今後、議論を行わないものは次のとおりである。
- (1) のれんの非償却と償却の選択制の案
 - (2) 償却を維持する場合に、のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上する区分の変更の案
35. 前項を踏まえると、残る検討の候補は次のとおりである。
- (1) 国際的な整合性の観点でのれんの非償却の導入を図る案
 - (2) のれんの償却を維持する場合の次の案
 - ① 償却処理を定めた部分について、償却期間や償却方法に関するガイダンスの検討。
 - ② 損益計算書の表示を中心とするのれん償却前営業利益の情報提供の検討
36. これらについてさらに検討を進めると、基準諮問会議事務局としては、のれんの非償却は国際的な整合性の観点で優位性があるものの、現時点ではいわゆる概念フレームワークの質的特性の観点で現行ののれんの償却モデルを上回る有用性があるとはいえないと考えている。意見聴取においても、当該質的特性の観点で現行の会計基準の重大な欠陥は指摘されていない。
37. また、日本基準を改正して導入する場合には課題も多い。例えば、少なくとも3年間の開発期間を要することや開発内容や見込まれる開発期間がIASBの基準開発の動向に左右される不確実性を抱えている。仮に周辺領域の会計基準も含めて改正が行われた場合、議論の発端となった企業結合を行う企業だけではなく、企業結合を行わない企業についても広く影響を受けることとなると考えられるが、これまでに収集された情報の範囲では、現時点でそうした変更を受け入れる幅広い関係者の理解には至っていないと考える。
38. この点、本資料第29項で紹介したように、国際的な会計基準においては、償却の再導入は見送られた。これは、償却モデルと非償却モデルの優劣を比較した結果ではなく、双方に論拠がある中で現行のモデルを変更する説得力のある論拠がなかったためである。この状況は償却モデルを基礎とする日本基準においても同様であり、現時点で日本基準の現行モデルを変更する説得力のある論拠は生じていないと考えられる。

39. 以上をまとめると、現時点では現行の会計基準の枠組みを大きく変えずに償却を維持す

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ることが妥当と考えられる。ただし、償却を維持するとしても、意見聴取等を通じて指摘されたような改善の余地があると考えられる。このため、本資料第 25 項から第 28 項のように、償却期間や償却方法の観点で改善の余地を検討することを ASBJ に提言していくことが考えられる。また、のれん償却前営業利益の情報提供については、のれん償却の影響の明瞭性を高めて比較可能性を向上させる意義があると考えられるものの、賛否の両論が聞かれていることを踏まえて、本資料第 31 項のように当該情報提供が会計基準の改善をもたらすかどうかの検討を ASBJ に提言していくことが考えられる。

40. さらに、無形資産の会計基準の開発については、複数の委員から関心が寄せられている。こうした関心は、無形資産に係るビジネスの広がりや新たな無形資産の登場が意見の背景にあると考えられる。この点、ASBJ はその時々ニーズに対応して無形資産のテーマに係る検討を行ってきた経緯があり、委員の関心は企業結合に限られるものではないと考えられる。このため前項のテーマと切り離れたうえで、まずは事務局として過去の検討状況の整理を行うことが考えられる。
41. これまでの分析を踏まえた事務局の提案は次のとおりである。
- (1) のれんを一定の期間にわたって償却を行う基本的な会計処理の枠組みは変更しない。
このため、非償却の導入のテーマを ASBJ に提言せず、償却と非償却の選択の導入のテーマも提言しない。
 - (2) 次の事項を ASBJ に提言する。
 - ① これまでの取組みで聞かれた実務上の課題について、会計基準における償却期間及び償却方法の考え方を明らかにすることにより対応が図られるかどうかを検討する。実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進める。
 - ② 償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討する。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行う。
42. なお、前項のとおり本件に関してのれんの非償却の導入を提案していないが、これは今後の状況の変化によってのれんの非償却に関するテーマが改めて提起される余地を否定するものではない。

ディスカッション・ポイント

本資料第 2 項から第 32 項までの基準諮問会議事務局による分析について、ご意見をいただきたい。また、本資料第 33 項から前項

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

までの ASBJ への提言及び無形資産に関する今後の進め方に関する
事務局の提案について、ご意見を頂きたい。

以 上